

稲敷市立東中学校の部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等連続して活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
 - ・ 平日の休養日は原則月曜日。土曜日及び日曜日のいずれか1日の休養日は部活動毎の活動計画による。
- 定期試験の実施前3日間および実力テスト等の1日前は休養日とし、定期試験等の準備の期間とする。
- 長期休業中に、1週間以上の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
※夏期休業日・冬季休業日内に設けられる【学校閉庁日】を、休養期間とする。

3 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は3時間、1週間の活動は計11時間までとする。ただし、休日に練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
 - ・ 平日の完全下校時刻は、最長で17時30分とする。（4月～7月）
- 熱中症事故の防止のために、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯における屋内外の活動は原則行わない。
 - ・ 暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動は原則として行わない。

4 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

5 学校単位で参加する大会等について

- 総体、新人大会、コンクールなどを含め、大会に参加するにあたっては、事前に管理職に相談し承認を得る。なお、大会数については過度にならないように配慮する。（原則 1ヶ月1大会程度）

6 学校の働き方改革を踏まえた運営体制について

- 複数顧問制の交代による単独指導を行う。

7 引退後の3年生の部活動について

- 高等学校入学試験において、部活動の活動内容を活用する3年生については、一定期間部活動への参加を認める。